

調達件名 : 「機器更新に伴う公益認定等総合情報システム
アプリケーション改修・移行・運用等業務」に係る調達

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
1	8-1	上から 16~17 行目	2 アプリケーション保守要件 (1)障害対応	4	「障害対策のため、アプリケーション改修が必要な場合は、別途内閣府と対応を協議する」とありますが、「障害対策のため、アプリケーション改修が必要な場合は、対応作業工数が年間〇人月迄は本調達の範囲内で対応すること。それを超える場合については本契約とは別に検討・対応を行うものとする。」というような記載としていただきたいです。	緊急性を要する障害対策の場面では、協議ではなく即時対応が取れる形にしておくことが望ましいと考えます。本調達の保守の範囲内である程度の対応を担保することにより、システムの安定稼働を守ることができると考えます。 また、もとの記載のとおりの場合ですと、各社ごとの解釈により見積工数に格差が生じることも懸念されま	障害への速やかな対応実施のため、以下の通り修正する。 「障害対策のため、アプリケーション改修が必要な場合は、別途内閣府と対応を協議する。」→「障害対策のため、アプリケーション改修が必要な場合は、対応作業工数がセキュリティ対策、軽微な改修と合わせて年間3人月迄は本調達の範囲内で対応すること。ただし、障害の要因が移行時の瑕疵による場合は、瑕疵担保責任の定めに従い対応すること。」
2	8-1	上から 18~19 行目	2 アプリケーション保守要件 (1)障害対応	4	「緊急に現地作業が必要な障害が発生した場合には、情報システム運用統括者からの保守作業依頼に対して迅速な対応が可能であること。」とありますが、「緊急に現地作業が必要な障害が発生した場合には、情報システム運用統括者からの保守作業依頼から起算して約〇時間以内に現地作業対応が可能であること。」というような記載としていただきたいです。	内閣府殿からのご要求仕様を明示頂くことにより、各社ごとの迅速対応に対する解釈の開きがなくなり、解釈の齟齬無く同じ見積条件での見積が可能となるため。	緊急時の対応としては、別途実施した「機器等賃貸借・保守業務」調達仕様書のハードウェア及びソフトウェア保守と同様の対応であるため修正は行わない。 なお、通常時の対応時間に機器等と齟齬があったため、以下のとおり修正する。 内閣府担当者への連絡 「障害発生後30分以内」→「障害確認後30分以内」 復旧対応 「復旧の用途は指示から約12時間程度とする」→ 「対応着手時間は指示から約2時間程度とし、復旧目標時間（災害時は除く）は着手から約10時間程度とする。」
3	8-1	上から 24行目	2 アプリケーション保守要件 (2)パッチ検証	2	「影響がある場合については、回避策も含め、対応策を検討すること。」とありますが、「影響がある場合については、回避策も含め、対応策を検討し、アプリケーション改修等の対策が必要な場合は、対応作業工数について、年間〇人月迄は本調達の範囲内で対応すること。それを超える場合については本契約とは別に検討・対応を行うものとする。」というような記載としていただきたいです。	昨今セキュリティ対策の強化が求められる中で、対応策の検討にとどまらず、対策を実施することが重要と考えます。 別調達となると時間もかかりますし、本保守の範囲内にてある程度対策の実施が可能となることが望ましいと考えます。	セキュリティ強化への速やかな対応実施のため、以下の通り修正する。 「影響がある場合については、回避策も含め、対応策を検討すること。」→「影響がある場合については、回避策も含め、対応策を検討し、対応作業工数が障害対策、軽微な改修と合わせて年間3人月迄は本調達の範囲内で対応すること。ただし、対策が必要となった原因が移行時の瑕疵による場合は、瑕疵担保責任の定めに従い対応すること。」

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
4	8-1 ~ 8-2	8-1下 から 2行目 ~ 8-2上 から2 行目	2 アプリ ケーション 保守要件 (4)アプリ ケーショ ン・レベル アップ対応	2	「内閣府(情報システム運用統括者)の依頼に基づき、アプリケーションの改修の対応を行う。但し、検討を含む改修等の対応については、本契約とは別に検討・対応を行うものとする。」とありますが、「内閣府(情報システム運用統括者)の依頼に基づき、アプリケーションの改修の対応を行う。検討を含む改修等の対応については、本契約とは別に検討・対応を行うものとする。但し、年間〇人月程度の軽微な改修については、本調達の範囲内で対応すること。」というような記載としていただきたいです。	システム運用段階で、軽微な改修の要望は発生しやすいです。軽微な改修については、せつかくの保守契約ですので、本調達範囲内にて対応することにより、より快適に効率良くご利用いただけるものと考えます。	障害対策及びセキュリティ強化を含め柔軟に対応できるようにするため、以下を追加する。 「但し、作業工数が障害対策、セキュリティ対策と合わせて年間3人月迄は本調達の範囲内で対応すること。」
5	8-2	上から 19行目	3 ソフト ウェア保守 要件 (1)ソフト ウェア保守 要件	4	「緊急に現地作業が必要な障害が発生した場合には、情報システム運用統括者からの保守作業依頼に対して迅速な対応が可能であること。」とありますが、「緊急に現地作業が必要な障害が発生した場合には、情報システム運用統括者からの保守作業依頼から起算して約〇時間以内に現地作業対応が可能であること。」というような記載としていただきたいです。	内閣府殿からのご要求仕様を明示頂くことにより、各社ごとの迅速対応に対する解釈の開きがなくなり、解釈の齟齬無く同じ見積条件での見積が可能となるため。	緊急時の対応としては、別途実施した「機器等賃貸借・保守業務」調達仕様書のハードウェア及びソフトウェア保守と同様の対応であるため修正は行わない。 なお、通常時の対応時間に機器等と齟齬があったため、以下のとおり修正する。 内閣府担当者への連絡 「障害発生後30分以内」→「障害確認後30分以内」 復旧対応 「復旧の目途は指示から約12時間程度とする」→ 「対応着手時間は指示から約2時間程度とし、復旧目標時間(災害時は除く)は着手から約10時間程度とする。」
6	8-2	下から 11行目	3 ソフト ウェア保守 要件 (2)ソフト ウェア保守 要件	2	「本調達にて導入されたソフトウェアについては、公開されたパッチに関連する情報を適宜入手し、その情報からセキュリティに関するリスクを分析し、情報システム運用統括者へ報告の上、情報システム運用統括者の承認後にパッチ適用を実施すること。(年1回程度)」とありますが、「本調達にて導入されたソフトウェアについては、公開されたパッチに関連する情報を適宜入手し、その情報からセキュリティに関するリスクを分析し、情報システム運用統括者へ報告の上、情報システム運用統括者の承認後、バックアップを取得し、パッチ適用を実施すること。(随時)」とすべきと考えます。	公開パッチのリスク分析はパッチの公開都度適宜実施が必要と考えます。また、適用に関してもセキュリティ確保が目的の場合は、上限を設定するべきではないと考えます。 本調達の機器等賃貸借側では、ソフトウェアのパッチ適用に関し、上限は設定されていないため、ご要求レベルの整合性が取れていないと考えます。	適用の上限ではなく見積作成上の目安であったが、より明確にするため以下のとおり修正する。 「(年1回程度)」→「(随時 実績年1回程度)」

種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載。

[1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]